

無 料 相 談

相談名	日時等	場 所	問合せ
結婚相談	1月12日(日)、15日(水) 13:00～15:00	南条保健福祉センター	当日の相談電話 ☎ 0778-47-3767
	1月5日(日)、16日(木) 13:00～15:00	今庄住民センター	当日の相談電話 ☎ 0778-45-1111
	1月16日(木) 13:00～15:00	河野住民センター	当日の相談電話 ☎ 0778-48-2111
行政相談	1月20日(月) 9:00～11:00 相談委員 井上 英之 さん(金粕)	南条保健福祉センター	観光まちづくり課 ☎ 0778-47-8013
法律相談 (要予約)	1月14日(火) 13:00～16:00 相談員 宮本 崇史 弁護士	南条保健福祉センター	社会福祉協議会南条本所 ☎ 0778-47-3767

おとなの救急医療電話相談

7 1 1 9

福井県では令和6年10月より、看護師などから症状の相談や対処についてアドバイスを受けたり、受診できる医療機関の案内を受けたりすることができる、「#7119 おとなの救急医療電話相談事業」を開始しています。

急な病気やケガなどで救急車を呼ぶか、病院に行くか迷ったときのご相談などにご利用ください。

相談対象 福井県民および県内に滞在する方

相談内容 おとなの急な病気やケガに関する相談

電話番号 #7119

相談時間 24時間 365日(年中無休)

※ダイヤル回線やIP電話など#7119ダイヤルが利用できない場合は、TEL 0776-28-2155 へお電話ください。
※相談料は無料ですが、通話料は利用者の負担になります。

緊急・重症の場合は、迷わず119番してください

※この電話相談は診療行為・医療行為ではなく、電話での助言により相談者の参考としていただくものです。

政府広報|厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 申請不要で資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 申請不要で資格確認書をお届けします。 ※令和7年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方 (ご高齢の方・障害をお持ちの方など) 申請いただくことで資格確認書をお届けします。



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証 | 🔍

